

平成29年4月26日

## 豊洲市場移転問題に関する調査特別委員会委員長の辞任表明

委員長 桜井浩之

本委員会は、地方自治法100条に基づき、築地から豊洲への移転の経緯、両市場の適正性、東京ガスとの交渉、土地売買の経緯、土壌汚染対策や市場建設工事における契約事務などを調査するために設置されました。

100条委員会は、関係書類の提出や証人喚問の実施など必要な調査を行うことを目的とする委員会であり、調査が厳正に行われるよう、証人喚問において虚偽の証言を行ったと認められた場合には、告発しなければならないとされています。

そして、当委員会は、本年6月の平成29年第2回定例会に報告を行う必要があるため、限られた時間の中で、関係書類の提出、証人喚問などを精力的に行ってまいりました。

この間、各委員はもとより、膨大な資料要求に迅速に対応していただいた東京ガス、関係各局、そして証人喚問に応じていただいた多くの証人の方々には、委員長として、改めて感謝の意を表します。

さて、現在、当委員会が行った証人喚問の証人のうち、特定の証人に対し、虚偽の陳述を行ったことを理由に偽証の認定をすべきであるとの主張が、自民党を除く、公明党、共産党、都民ファースト、東京改革、生活者ネットの各党派から提出されています。

100条委員会の目的は厳正な調査であり、偽証告発は、厳正な調査を担保するための手段に過ぎず、告発が委員会の目的ではありません。また、偽証告発は、偽証罪による刑事処分を前提とするものであり、都議会が都民を代表して告発するには、十分な根拠と法的な裏付けが必要不可欠です。

しかし、今回、偽証認定の対象となっている証言は、仮に事実関係との齟齬があったと仮定した場合でも、偽証というより単なる記憶違い程度のものであり、しかも、これまでの審議で、豊洲移転に関して特段の問題が発見されていないことから、そもそも偽証する動機すら不明というものです。

そして、根拠としている証拠書類も、いわゆるメモ程度のものであり、偽証認定を裏付ける資料には到底なりえないものです。

こうしたことから、今回の100条委員会における証人喚問に関して、地方自治法第100条の定める偽証と認定できるような事実はなかった、との見解が我が党の顧問弁護士はもとより、都議会議会局の顧問弁護士はじめ識者の方からも示されています。

申すまでもなく、我々、都議会議員は、与えられた権限が大きければ大きいほど、その誤った運用は、時には、関係する方々の基本的人権を損なう恐れすらあることを忘れてはなりません。

特に、偽証告発もできる100条委員会においては、事実解明に全力を尽くすのは当然ですが、同時に、司法機関ではない議会の限界も直視し、政治的思惑や単なる思い込みによって権限を恣意的に運用し、証人の方々の基本的人権を侵害する恐れのあることを行ってはなりません。

私は、これまで、こうした信念のもと、委員会の委員長として、公平中立の立場で、委員会の審議、そして証人喚問が適切に行わるよう、各党派との調整も含め、尽力してまいりました。

しかし、当委員会が、このように曖昧かつ薄弱な理由で、数に物を言わせて偽証認定を行おうとするのは、あたかも、偽証告発をもって本委員会の成果と位置づけ、100条委員会を設置したことに一定の評価を得ようとするための告発、まさに「ためにする告発」ではないか、との疑念すら覚えます。

このような形で、無理やり偽証認定に向けた手続きが進められていくことは、到底受け入れることはできません。私は、都議会議員として、このような委員会運営に、委員長としてこれ以上関与することはできないと考えるに至りました。

そこで、私は、新しい委員長に、今回の偽証認定の誤りを正し、委員会運営を正常なものに戻していただくことを期待し、委員長の職を辞すこととします。